

供託かんたん申請のご案内

(オンライン申請)

～選挙供託～

4つのステップで簡単に供託手続きができます！

ステップ1

「供託ねっと」で「申請者情報登録」をする。※

※登録は初回利用時のみです。

ステップ2

「供託かんたん申請」で申請情報を作成し、送信する。

ステップ3

供託金を納付する。

ステップ4

供託書正本を受領する(窓口又は郵送)。

前橋地方法務局供託課

供託かんたん申請のメリット

メリット1

法務局に出向く必要がありません。

ご自宅等のパソコンから供託の申請を行うことができますので、わざわざ法務局へお越しいただく必要がありません。

また、供託金の納付も金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うことができます。

メリット2

平日の夜9時まで申請が可能です。

供託かんたん申請は、年末年始を除く平日の夜9時まで利用することができますので、法務局の業務時間外でも申請が可能です。

ただし、17時15分以降の申請は、翌業務日の受付となります。

供託かんたん申請の注意点

「供託かんたん申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、ATMやインターネットバンキングには**金融機関ごとに利用限度額が設定されています**。このため、納付する**供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがあります**ので注意してください。

ステップ1 「供託ねっと」で「申請者情報登録」をする。

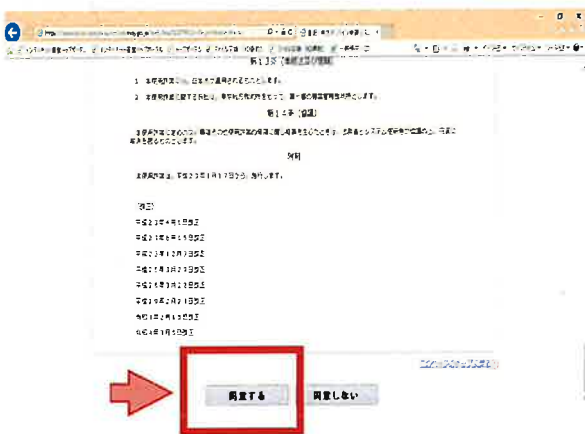
※初回利用時のみ登録が必要です。

2回目以降は、登録した「申請者ID」と「パスワード」によりログインします。



①インターネットで「供託ねっと」と検索します。

②「供託ねっとメインメニュー」の「申請者情報登録」をクリックします。



③利用規約の確認画面が表示されますので、使用許諾書の内容をご確認いただき、ご理解していただいた上で、「同意する」をクリックします。



④「申請者情報新規入力」画面が表示されますので、「申請者ID」と「パスワード」を設定し、その他必要事項を入力します。

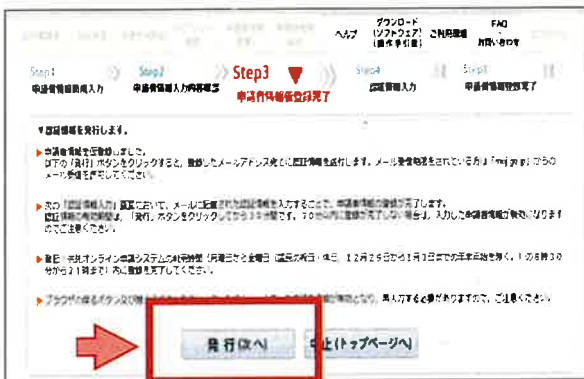
※「申請者ID」と「パスワード」は大切に管理してください。

※「氏名」及び「連絡先・電話番号」に入力した情報は、供託の申請時に連絡先として法務局へ送信されますので、ご本人様やご担当者様の連絡先を登録してください。

⑤必須事項を全て入力したら、画面下部の「確認(次へ)」をクリックします。

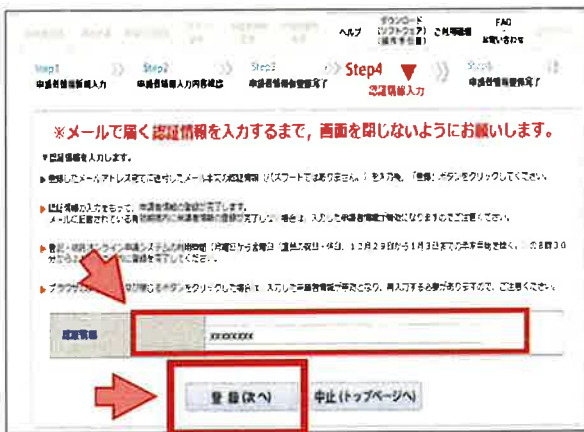


⑥「申請者情報入力内容確認」画面が表示されますので、入力した内容に間違いがなければ「**仮登録（次へ）**」をクリックします。

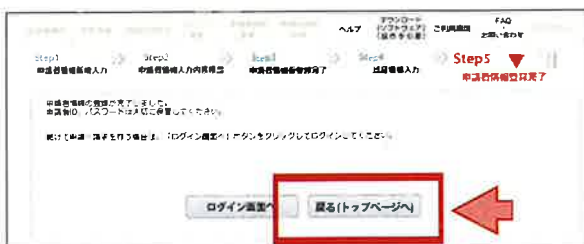


⑦「申請者情報仮登録完了」画面が表示されますので、「**発行（次へ）**」をクリックします。

※クリック後、上記④で入力したメールアドレス宛てに「申請者情報登録用 認証情報のお知らせ」メールが送信されます。



⑧「認証情報入力」画面が表示されますので、「**申請者情報登録用 認証情報のお知らせ**」メールの本文に記載された**認証情報**を入力し、「**登録（次へ）**」をクリックします。



⑨「申請者情報登録完了」画面が表示されますので、「**戻る（トップページへ）**」をクリックします。

☆以上で、**ステップ1**は完了です。

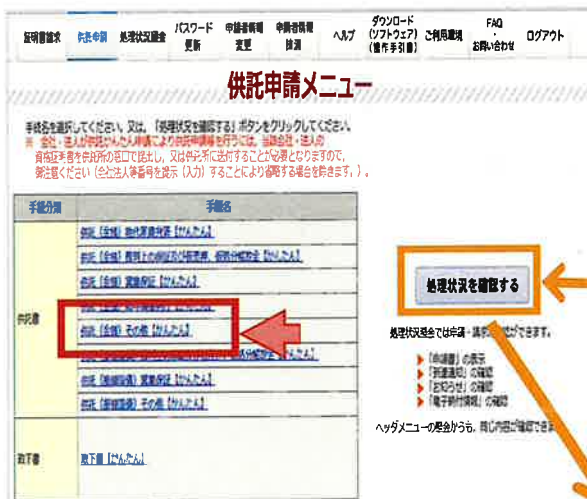
ステップ2 「供託かんたん申請」で申請情報を作成し、送信する。



①「供託ねっとメインメニュー」の「**供託かんたん申請**」をクリックします。



②「ログイン」画面が表示されますので、ステップ1で登録した「**申請者ID**」と「**パスワード**」を入力し、「**ログイン**」をクリックします。



③ 供託申請メニューが表示されますので、**手続名「供託(金銭)その他【かんたん】」**を選択します。

※前回の申請情報を再利用する場合は、「**処理状況を確認する**」をクリックし、「**再利用**」をクリックします(3か月以内のものについて再利用が可能です。)





④「申請情報の入力」画面が表示されますので、必要事項を入力します。

Step 1-1 申請情報の入力

①

供託所の表示		供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	
	氏名又は法人名	会社法人等番号(供託者)
	代表者(親名・氏名)又は代理人(住所・氏名)	会社法人等番号(代理人)
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	
法令事項	氏名又は法人名	

手続についてを表示

①「供託所の表示」

「供託所選択」をクリックすると、「供託所選択」画面が表示されますので、「都道府県選択」から都道府県を選択し、「供託所選択」から申請先の供託所名を選択してください。※

※申請先の供託所については、13ページのQ1をご参照ください。

例 供託の申請先が「前橋地方法務局高崎支局」の場合

「都道府県選択」から、『群馬』を選択し、「供託所選択」から『前橋地方法務局高崎支局』を選択すると、①「供託所の表示」に自動で入力されます。

供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

都道府県選択

北海道地方

北海道

東北地方

宮城 福島 山形 岩手 秋田 青森

関東甲信越地方

茨城 群馬 栃木 千葉 埼玉 東京 山梨 長野 新潟

中部地方

愛知 三重 岐阜 福井 石川 富山

近畿地方

大阪 京都 兵庫 奈良 滋賀 和歌山

中国地方

広島 山口 岡山 鳥取 島根

四国地方

香川 徳島 高松 愛媛

供託所選択

供託所コード	供託所名
0700	前橋地方法務局
0701	前橋地方法務局沼田支局
0702	前橋地方法務局太田支局
0703	前橋地方法務局高崎支局
0704	前橋地方法務局高崎支局
0705	前橋地方法務局高崎支局
0706	前橋地方法務局高崎支局
0708	前橋地方法務局高崎支局

候補者本人が届出をする場合の入力例

供託書 (金銭供託) その他
[代理者選、置業保証、投票上の保証以外の供託]

② 供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	群馬芝草町一丁目1番1号	会社法人等番号 (被託者)
	氏名又は法人名	甲山太郎	会社法人等番号 (代理人)
代表者 (資格・氏名) 又は 代理人 (住所・氏名)	代表者	代表者	会社法人等番号 (被託者)
	代理人	代理人	会社法人等番号 (代理人)
被託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		
	氏名又は法人名		
法令条項			

②「供託者の住所・氏名」

【住所又は法人所在地】

候補者の住民票上の住所を省略せずに入力してください。

【氏名又は法人名】

候補者の戸籍上の氏名を入力してください。

【代表者 (資格・氏名)

又は代理人 (住所・氏名)】

【会社法人等番号 (供託者)】

【会社法人等番号 (代理人)】

入力不要です。

供託書 (金銭供託) その他
[代理者選、置業保証、投票上の保証以外の供託]

③ 被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	群馬芝草町一丁目1番1号	会社法人等番号 (被託者)
	氏名又は法人名	甲山太郎	会社法人等番号 (代理人)
代表者 (資格・氏名) 又は 代理人 (住所・氏名)	代表者	代表者	会社法人等番号 (被託者)
	代理人	代理人	会社法人等番号 (代理人)
④ 被託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		
	氏名又は法人名		
⑤ 法令条項			

③「被供託者の住所・氏名」

【住所又は法人所在地】

入力不要です。

【氏名又は法人名】

選挙の種類に応じて入力します。

例 群馬県知事選挙の場合は「群馬県」と入力

例 高崎市議会議員選挙の場合は「高崎市」と入力

④「法令条項」

選挙の種類に応じて入力します。

例 公職選挙法第92条第1項

供託書 (金銭供託) その他
[代理者選、置業保証、投票上の保証以外の供託]

⑤ 供託の理由たる事実	住所又は法人所在地		会社法人等番号 (被託者)
	氏名又は法人名		会社法人等番号 (代理人)
<p>供託の理由たる事実</p>			

⑤「供託の原因たる事実」

選挙の種類に応じて、記載例を参考に入力します。

【記載例】

供託者は、令和●年●月●日に行われる予定の○○○選挙につき、候補者として、当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。

⑥「供託金額」※半角数字で入力(桁区切りのコンマ不要)

選挙の種類に応じて、公職選挙法所定の金額を入力します。

チェック不要です。

⑦「書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」

「書面の供託書正本の送付(注)を請求する。」

供託の手続が終了した後、供託書正本を供託所が発行します。

供託所の窓口に来庁して受領する場合は、「窓口交付を請求する」にチェックします。

郵送により受領する場合は、「送付(注)を請求する」にチェックします。また、(注)書きをご確認願います。

入力不要です。

⑧「備考」

選挙の種類に応じて入力します。

例 群馬県知事選挙の場合

「官庁の名称 群馬県知事選挙選挙長」

例 高崎市議会議員選挙の場合

「官庁の名称 高崎市議会議員選挙選挙長」

⑤申請情報の入力完了したら「次へ」をクリックします。

Step 1-2 入力内容の確認

供託書（金銭供託）給与届権執行
前橋地方裁判所

住所又は法人所在地		甲斐乙支所第一丁目1番1号	
供託書の住所・氏名	氏名又は法人名	甲山商事株式会社	会社法人番号（供託者） 1234-01-789012
			会社法人番号（代理）

修正申請として申請する。 （印字の際の申請内容が印刷しにくい場合はPDFで印刷し、審査対象となる申請書（受取印）を記入してください。）

連絡先情報

氏名	甲山大太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

確定
戻る（申請書作成）

⑥「入力内容の確認」画面が表示されますので、入力内容に誤りがなければ「確定」をクリックします。

※内容を修正する場合は、「戻る（申請書作成）」をクリックして必要な箇所を修正してください。

Step1 申請書作成 >> **Step2 納付情報入力** >>> Step3 送信確認 >>> Step4 送信完了

電子申請に必要な事項を入力してください。

氏名又は法人団体名（金銭力74文字以内）

※漢字で入力する場合は、フリガナを入力してください。

コヤマシヨウジカブシカイシャ

確定
戻る（申請書作成）

⑦「納付情報入力」画面が表示されますので、供託者の氏名を入力し、「確定」をクリックします。

※「氏名又は法人団体名」欄には、申請者情報登録の際に入力された「氏名（フリガナ）」が表示されますので、必要に応じて修正してください。

※氏名に 小文字 が含まれる場合は、大文字 に変換して入力してください。

Step1 申請書作成 >> Step2 納付情報入力 >>> **Step3 送信確認** >>> Step4 送信完了

申請データを送信します。送信の際は、「戻る」ボタンをクリックしてください。

※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの入力画面に戻れません。

（手続内容） 金銭
（手続名） 給与（金銭）給与届権執行（1234567890）
（申請届出先） 甲斐 金銭給与（1234567890）給与届権執行（1234567890）

送信実行
戻る（納付情報入力）

⑧「送信確認」画面が表示されますので、内容を確認の上、「送信実行」をクリックします。

Step1 申請書作成 >> Step2 納付情報入力 >>> Step3 送信確認 >>> **Step4 送信完了**

送信された申請届出の入力が完了のチェックを行います。

チェックが完了したら、メールでお知らせします。

印字・印刷が必要な場合は、印刷してください。

納付状況を確認する

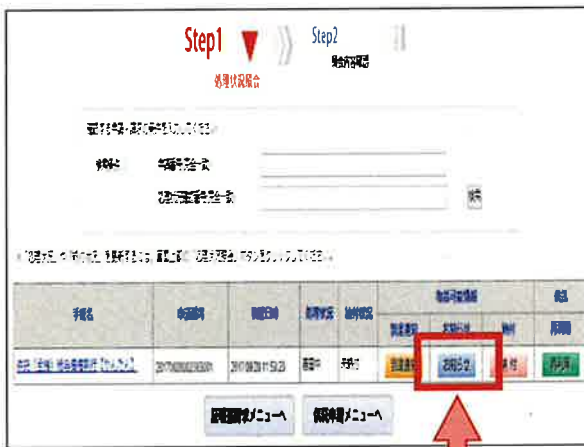
既に申請されている。画面上部のメニューから「再申請」ボタンをクリックしてください。

☆以上で、**ステップ2** は完了です。

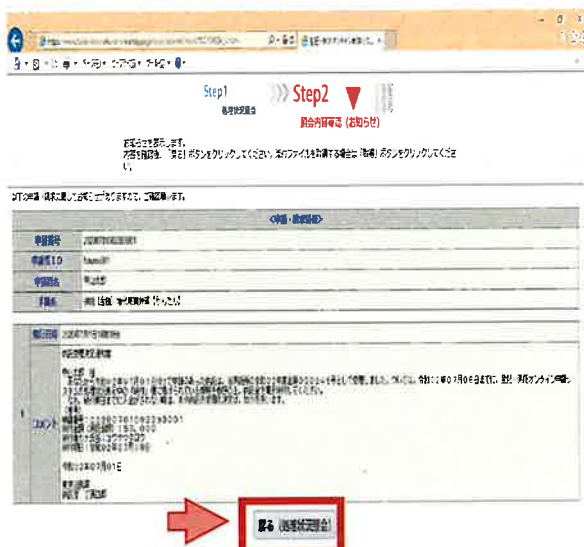
ステップ3 供託金を納付する。



- ①申請情報を送信後、供託所での審査が終了し、申請が受理されると、供託所から「供託受理決定通知書」と「納付情報」が送信されます。
「供託受理決定通知書」の内容を確認するには供託申請メニューから「**処理状況を確認する**」をクリックします。

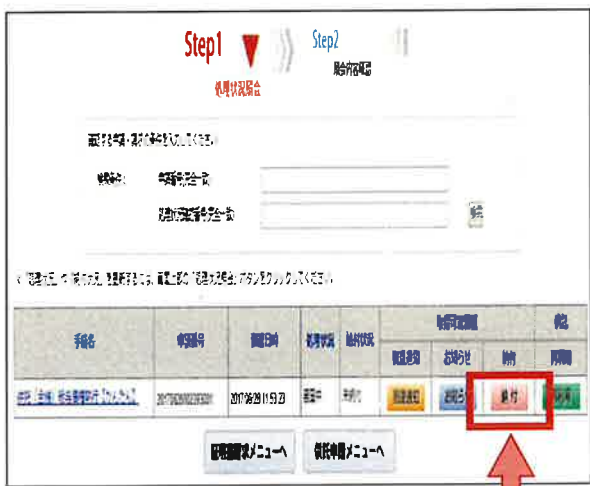


- ②処理状況照会から「**お知らせ**」をクリックします。

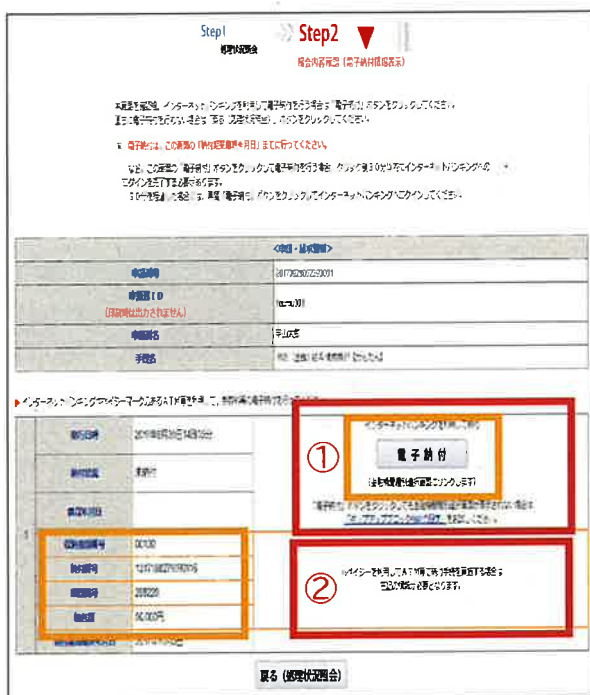


- ③照会内容確認(お知らせ)画面が開き、「供託受理決定通知書」の内容を確認することができます。
引き続き供託金の納付を行うため、「**戻る (処理状況照会)**」をクリックします。

※供託受理決定通知書には供託金の**納付期日**が記載されていますので、納付期日までに納付手続を完了してください。



④ 処理状況照会から「納付」をクリックします。



⑤ 照会内容確認(電子納付情報表示)画面が開きます。

供託金の納付には、①インターネットバンキングを利用して納付する方法と②ペイジーを利用してATM等で納付する方法があります。

①インターネットバンキングを利用して納付する場合は、「電子納付」をクリックし、以後は案内に従って手続を行ってください。

②ペイジーを利用してATM等で納付手続を実施する場合は、「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」、「納付額」の情報が必要となりますので、印刷等をして確認の上、お近くのゆうちょ銀行やペイジー対応の金融機関のATMで手続を行ってください。

※納付期間最終年月日までに納付手続を完了してください。

☆以上で、**ステップ3**は完了です。

ステップ4 供託書正本を受領する(窓口又は郵送)。

3申請人又は代理人が申請を完了したと判断した場合、申請人の確認が完了して確定します。
決定申請書(「送付先」が法務局の場合)を提出していただく必要があります。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

注 書面の送付先が法務局の場合、郵送の場合、郵送先を指定してください。
郵送の場合、申請書の封筒に、この申請書に記載の申請番号を付記した上で送付してください。

会社法人等
番号
複数入力

備考

修正のコメントを受領したので
修正申請として申請する。

修正対象申請番号

申請書の申請書に対して修正を行う場合、
修正対象となる申請番号(修正の申請書)を記入してください。

送付先情報 (申請書情報画面にて登録された情報)

供託金の納付手続きが完了した後、8ページの⑦でチェックした内容に従い、供託書正本を受領してください。

「書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」
にチェックした場合

供託所(法務局)の窓口に来庁して受領する場合は、本人確認のため、「申請番号」と「申請者名」が記載された書面の提出が必要となりますので、忘れずに持参してください(以下の例の書面のほか、手書きの書面でも差し支えありません)。

例 照会内容確認(電子納付情報表示)の画面(11ページの⑤の画面)を出力した書面など

「書面の供託書正本の送付(注)を請求する。」
にチェックした場合

郵送により受領する場合は、(注)書きのとおり、供託所(法務局)宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を申請番号を付記した上で送付してください。

※返信用封筒は、宛先を記載の上、切手を貼付した状態で法務局に送付してください。

※返信用切手の目安は1申請までは84円(長3封筒の場合)となります。

☆以上で、**ステップ4 (全ての手続)** は完了です。

Q & A

Q1 どの供託所に供託すればよいのですか？供託所の管轄を教えてください。

A 選挙供託については管轄はありませんので、全国どこの供託所でも供託することができますが、選挙後に供託金を取り戻す場合、供託した供託所でのみ手続きが可能となりますので、最寄りの供託所に供託することをおすすめします。

Q2 告示日が日曜日の場合、告示日当日にオンライン申請することはできますか？

A オンライン申請システムの稼働時間は、平日の午前8時30分から午後9時までとなっています。したがって、告示日が日曜日の場合は、告示日当日に供託オンライン申請をすることはできません。

また、平日午後5時15分以降に申請されたものは翌開庁日（選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令第1号）第1条に基づく指定供託所の開庁日は除く。以下同じ。）の受付となるため、告示日の前開庁日の午後5時15分以降に申請された場合、告示日の翌開庁日に受け付けされることとなり、立候補届に供託書正本を添付できないこととなりますのでご注意ください。

なお、立候補届に必要な供託書正本の交付は、供託金納付確認後（送信された申請情報の供託所への到達、申請情報の審査、供託金の納付に必要な情報の送信、入金手続から入金確認までにはそれぞれ一定の時間がかかります。）になります。したがって、告示日の前開庁日午後5時15分以前に申請された場合であっても、申請情報を送信した時間によっては、同日中に供託書正本を受領できないおそれがあります。

以上のことから、告示日の前開庁日のオンライン供託申請は控えていただくようお願いいたします。

Q3 申請情報の入力を中断する場合、入力した申請情報を一時保存することができますか？

A 供託のオンライン申請の方法については、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフトによる申請」の2種類があります。本案内書は「供託かんたん申請」によるご案内ですが、「供託かんたん申請」では入力した申請情報を一時保存する機能はありません。

一方、「申請用総合ソフトによる申請」は、入力した申請情報を一時保存することができます。「申請用総合ソフト」は「供託ねっと」からダウンロードしてご利用ください。

群馬県内の供託所一覧

○前橋地方法務局(本局供託課)

〒371-8535 前橋市大手町2丁目3-1 前橋地方合同庁舎4階

電話:027-221-4466

(郵送物の宛先は「前橋地方法務局供託課」としてください。)

○前橋地方法務局高崎支局

〒370-0045 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎

電話:027-322-6315

○前橋地方法務局桐生支局

〒376-0045 桐生市末広町13-5 桐生地方合同庁舎

電話:0277-44-3526

○前橋地方法務局伊勢崎支局

〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎

電話:0270-25-0758

○前橋地方法務局太田支局

〒373-0063 太田市鳥山下町387-3 太田地方合同庁舎

電話:0276-32-6100

○前橋地方法務局沼田支局

〒378-0042 沼田市西倉内町701

電話:0278-22-2518

○前橋地方法務局富岡支局

〒370-2316 富岡市富岡1383-6

電話:0274-62-0404

○前橋地方法務局中之条支局

〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町692-2

電話:0279-75-3037